



PCT 国際出願

(国際調査機関)

ISA

写し送付

RO (受理官庁)

(国際調査報告作成)

ISR作成

記録原本送付

IB (国際事務局)

送付



PCT 19条補正

先行技術との  
差異を明確に  
するため。

- ・ 請求の範囲1: 7.1.2 | 回のみ
- ・ この送付日から 2ヶ月 or ④から 16ヶ月  
のうち、遅く満了する期間がOK

④ = 優先日

原則として国際出願日  
を意味するが、  
優先権を主張している  
場合には、第1国出願日  
(最先の出願の日)を  
意味する (PCT 2条(xi))。

↓  
国際公開の対象となる。  
(PCT 21条)

∴ ④から 18ヶ月 まで  
間に合う。